


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	平成31年度東大和市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱について		区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付金を贈与することに関し、必要な事項を定めるため、市の実施要綱を制定したい。なお、当事業は、平成31年度限りの事業である。</p> <p>(1) 対象者 以下のすべての要件に該当する者 ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母 ②基準日（令和元年10月31日）において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）</p> <p>(2) 支給額 17,500円</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 未婚のひとり親について、福祉の増進を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年12月13日 自由民主党・公明党政調会長合意 ・平成30年12月27日 東京都から、実施に係る通知（厚生労働省通知）を收受 ・平成31年 3月 平成31年度国予算成立 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等対策総合支援事業 約159億円の内数 ・児童扶養手当システム改修事業費 約16億円の内数 ・平成31年 4月 1日 国の要領策定 <ul style="list-style-type: none"> ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、令和元年第2回東大和市議会定例会に議案提出した補正予算の議決を待って、制定事務を行いたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。